

羽村市告示第 4 6 号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法(平成 5 年法律第 9 1 号)第 1 6 条第 2 項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成 5 年政令第 3 7 1 号)第 2 条の規定により、市長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分は、次のとおりとする。

なお、関係図書は、羽村市産業環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

東京都羽村市長 並 木 心

1 環境基準を適用する地域

羽村市の区域。ただし、都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業専用地域及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和 3 5 年条約第 7 号)第 2 条第 1 項の規定による施設及び区域に存する区域を除く。

2 平成 1 0 年環境庁告示第 6 4 号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第 9 条第 8 項から第 1 1 項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

付 則

この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。